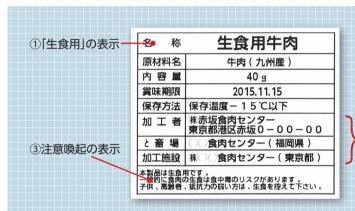
## 生食用食肉の表示

生食用食肉については、厚生労働省によりその加工基準が定められ(平成24年 10月)消費者庁により生食用表示基準が示されています。

## 事前包装された食肉の表示

- ○事前包装された食肉(個食/ハック販売など)は、通常の表示の他にプライスラベルに**牛食用**と表 示します。また、②のと畜場および加熱殺菌の加工場の名称と県名を併せて表示します。
- ○さらに、下記③の注意喚起の表示をします。



※①・②・③を一括表示する ことを基本としますが、ラベ ル表示の字数の関係など無 理な場合は、別のラベルで 表示することも可能です。

②と畜場および加熱加工場の 名称と都道府県名を表示

\*個体識別番号表示は義務ではありませんが、可能であれば表示することが望まれます。

## 店内加工・対面販売の食肉の表示

- ○通常のプライスカード・置札等に「生食用」と表示します。
- ○このほかに下記の注意喚起を店内の見やすい場所に表示 します。









○一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがあります。子供、 高齢者、抵抗力の弱い方は、生食を控えて下さい。